

科 目 名
都 市 計 画 Urban Planning

2年 後期 2単位 選択

天 本 徳 浩

概 要

都市を住宅地、商業地、工業地、オープンスペースである農地などからなるものと定義し、安全・健康・利便・快適・文化を維持するために、住宅地においては騒音・振動、通風・日照不足などに配慮し住みよい環境づくりを行い、工業地や商業地では経済活動が円滑に行えるように社会基盤の整備計画を促進しなければならない。そのために必要な都市施設、都市計画事業、法律といった重要な要素を理解し将来計画を推進するための学問を修得する。

目 標

- 1) 都市計画法の歴史を知る。
- 2) 都市計画区域、市街化区域、市街化調整区域について他者に説明できる。
- 3) 用途地域について、その名称と概要を暗記する。
- 4) 用途地域における建築物の規制・制限について他者に説明できる。
- 5) 都市計画事業の概要と用語について他者に説明できる。

授業計画

テ ー マ	内 容
1. 総論	都市計画関係の法体系
2. 国土利用計画法	土地取引に関する措置（届出、許可）
3. 都市計画法	都市計画区域
4. 都市計画法	市街化区域と市街化調整区域
5. 都市計画法	用途地域ほか地域地区
6. 都市計画法	都市施設（道路、公園など）
7. 都市計画法	地区計画、市街地開発事業、都市計画の決定・変更
8. 都市計画法	開発許可制度、都市計画事業
9. 建築基準法	建築確認、敷地・構造等の規制
10. 建築基準法	建築制限、防火・準防火地域
11. 建築基準法	道路と敷地の関係、建築協定、宅地造成の規制
12. 土地区画整理法	仮換地の指定、換地処分
13. 農地法	農地と採草放牧地、規制行為
14. その他の法令	河川法、道路法、生産緑地法、森林法ほか
15. 評価	

授業方法

教科書を中心にビデオプロジェクターを用いて実例を示しながら講義を進める。

学習到達度の評価

1. 授業中に学生へ質問し理解度を判断する。授業中および授業終了時に質問を受け、授業を補足する。
2. 適宜、レポートを課して授業の理解度の判断、および発展学習を促す。
3. 学生による授業評価および定期試験の結果が出た時点で今後の授業の参考とする。

評価方法

定期試験とレポートにより評価する。

教 材

教科書：田村 誠 著、受験用 図解 宅地建物取引主任者、西東社

参考書：石井一郎 著「都市計画」 森北出版など、その他の都市計画関連書籍